平成２４年（フ）第４８８号
北海道札幌市東区北33条東９丁目３番９号
債務者　高橋　政次
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
岐阜市則武873番地５
債務者　井上　善仁
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１号
函館市千歳町３番４号
債務者　小林　　昭
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
函館市柏木町８番29号
債務者　田畑　紀夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５３号
岩手県一関市花泉町金沢字下森子壇９番地６
債務者　千葉　良悦
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１２６号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王14番地１
債務者　今野　一彦
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１号
山形県米沢市広幡町成島1360番地の１
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８３２号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番43号　土屋荘３号
債務者　高橋　　啓
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
さいたま市南区大字大谷口3200番地16
債務者　山岸　里佳（旧姓八巻）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
さいたま市見沼区大字南中丸1248番地８
債務者　柴崎　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
新潟県小千谷市大字池中新田504番地２　田中忠司方、申立時の住所新潟県小千谷市日吉２丁目１番13号
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
愛知県豊田市五ケ丘３丁目13番地13、前住所愛知県みよし市莇生町原32番地２　スワローズネスト三好208号
債務者　跡部　文秀（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
岡山県倉敷市老松町４丁目３―38　倉敷老健、住民票上の住所岡山県倉敷市酒津2814番地12
債務者　岡本千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８５０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目19番２号　シャルマン悠悠106号
債務者　稲葉　恵子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６９号
さいたま市西区大字島根588番地２、旧住所さいたま市西区大字西遊馬15番地10
債務者　柴崎　智弘
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
さいたま市桜区田島３丁目１番15―902号、旧住所さいたま市桜区中島１丁目４番８―204号
債務者　細野　典子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
埼玉県鴻巣市境688番地９
債務者　坂本　欣也
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係